

文化会館再整備についての検討結果

平成23年 5月

鶴岡市

I 文化会館の再整備について

1 現状と課題

鶴岡市文化会館は、1971年（昭和46年）の開館以来、音楽、演劇などの鑑賞の場、芸術文化団体や児童生徒たちの発表の場などさまざまな文化活動の拠点施設として、さらには講演会、式典、集会などの場として、多くの市民に利用されてきた。

しかしながら、建設から約40年が経過し、施設設備の老朽化が著しく、機能性や利便性の面で様々な問題を抱えている。

客席椅子の経年劣化や狭隘な椅子幅と前後間隔、舞台の奥行きや袖の狭さ、増築部分の楽屋床の不等沈下と部屋数の不足、リハーサル室や練習室、待合スペースの不足などが指摘され、バリアフリー化や耐震化への対応も未整備となっている。また、ほとんどの設備機器は耐用年数を大幅に超えていることや、舞台関連設備等の性能の陳腐化が否めないことなどから、抜本的な施設設備の改修若しくは改築による整備が必要になってきている。

2 再整備の検討

こうした文化会館の再整備には多額の費用が見込まれることから、合併特例債の活用が必須条件で、その期限となる平成27年度までの事業完了を目指とした、整備スケジュールの調整が必要となったため、平成22年11月から、庁内の関係部課で構成する「文化会館整備に関する庁内検討会議」において、再整備の検討を行った。

○ 改修による整備の可能性

現文化会館を青年センターと合わせて改修することで、今後長期間にわたり継続使用が可能かどうかの検討を行い、その結果は以下のとおりである。

（現文化会館の設計者である㈱久米設計に調査検討を委託）

- ・ 耐震性能を検討した結果、文化会館については耐震性能が不足する可能性が高いと判断され、既存壁等の撤去をともなう改修は難しい。また、青年センターは耐震的に劣ることから改修は行わず解体したほうがよい。
- ・ 舞台拡張は膨大な費用を要し、遮音性、利便性の問題から実現性が低い
- ・ ホール客席椅子の間隔を広げることから客席数が800～850席程度しか確保できない。
- ・ リハーサル室、練習室等は、青年センター解体跡に別棟で整備するしかなく、ホールまでの動線が長くなり利用上不便である。

- ・ 改修後の建物の耐用年数は15～20年程度と推測される。
- ・ 舞台拡張を含まない改修（リハーサル・練習室等の増築を含む）の概算費用は19億4千万円（設計・監理費は含まない）

以上のことから、客席及び舞台の外殻を構成する構造体に大きく影響を及ぼす改修は、構造的、コスト的に困難である。

文化ホールの機能・規模を決定する最も基本的な要件である「客席数」と「舞台の広さ」について、本市で必要と想定する1,000席以上の客席数の確保や、舞台の奥行を現在の1.5倍以上に拡張できる実現性が低いことから、改修により整備することは相当困難であると判断した。

3 再整備の方向性

このように改修による整備では、機能的な面で大きな課題が残り、また、改修後の建物の耐用年数は15～20年程度と推測され、多額の改修費用（約20億円）をかけて整備しても、近い将来また改修や改築が必要となる可能性が大きいことから、費用対効果の面からも、改修による整備手法は、現実的でないと考える。

従って、再整備の方向性としては、改修ではなく合併特例債を活用しての改築による整備を基本に進めることとする。

4 整備スケジュール（案）

合併特例債期間内の平成27年度までの事業完了を想定する。

23年度	基本計画策定
24年度	基本設計
25年度	実施設計、解体工事
26年度	建設工事
27年度	建設工事、外構工事、備品購入
28年度	開館

II 新文化会館の建設場所について

1 建設場所の検討

本市では、中心市街地に都市機能を集積し、併せてこれらをネットワークする基盤を整備することで、賑わいのある市街地の形成をまちづくりの目標としている。

のことから、新文化会館については、市民の文化活動の拠点施設としての役割や都市機能の集積という側面から中心市街地に立地すべき施設であり、市総合計画でも「文化都心である中心市街地地区に新文化会館を整備する」ことを位置付けている。

また、芸術文化団体等からも中心市街地への建設が要望されている。

こうした状況を踏まえ、市街地における建設場所の候補地として、市が所有する①旧荘内病院跡地 ②現文化会館・青年センター敷地（市役所第二駐車場を含む）の2ヶ所について検討を行った。

なお、検討を進めていく上で、想定した新文化会館の建築面積については、酒田市民会館と同程度とした。

2 建設候補地の状況

(1) 旧荘内病院跡地の状況

旧荘内病院跡地は、平成14年にシビックコア地区整備計画が策定された鶴岡学術文化交流シビックコア地区のアクションエリアに位置づけられており、国の第2合同庁舎建設予定地となっているとともに、計画策定のなかで病院跡地の一部を文化交流施設用地として利用することを検討してきた経過がある。

のことから、新文化会館の建設候補地としては、病院跡地に整備された多目的広場が考えられ、想定規模の新文化会館を建設するには、緑地及び駐車場（公園東駐車場）の一部分が必要となるため、駐車可能台数が減少する。

また、平成22年4月、北側道路向かいに市総合保健福祉センター・第三学区コミュニティセンターが開設され、公園東駐車場はこれらの施設利用者等で満車状態の日が多いことや、将来的に国の第2合同庁舎が建設された場合、駐車場利用者が増加することが予想され、常に駐車場不足という問題を抱えることが危惧されるが、この場所に建設する場合は、新文化会館完成まで現施設を利用することが可能である。

なお、周辺に公共駐車場（市役所、市役所第二駐車場など）があるものの、距離が遠いため新文化会館利用者の多くが不便を感じる可能性が高い。

(2) 現文化会館・青年センター敷地（市役所第二駐車場含む）の状況

現文化会館・青年センターの敷地は、藩校跡地の一角にあり、現文化会館は旧致道館とともに文教施設の中核を成してきた。その後、市街地整備の方針に基づき、周辺にアートフォーラム、タウンキャンパス、藤沢周平記念館といった文教施設が集積されてきた経緯があり、致道博物館、大宝館と併せた歴史文化ゾーンとして、本市で最も交流人口の多い地区となっている。

駐車場については、これまでの都市機能の集積に合わせ、近隣周辺に公共駐車場（市役所、市役所第二、公園中央、公園南駐車場など）が整備されており、新文化会館が建設されても、現状と大きく変わらないものと考えられる。

しかしながら、当該地に建設する場合には、現文化会館・青年センターの解体が前提となり、新文化会館開館まで2年半程度休館しなければならないという課題がある。

なお、休館期間が生じないように、隣接する市役所第二駐車場への建設の可能性についても検討したが、想定する規模の施設を駐車場部分に配置するには面積が足りないことや旧致道館を含めた周辺環境、景観等への配慮などが必要であることから難しいものと判断した。

3 建設場所の選定

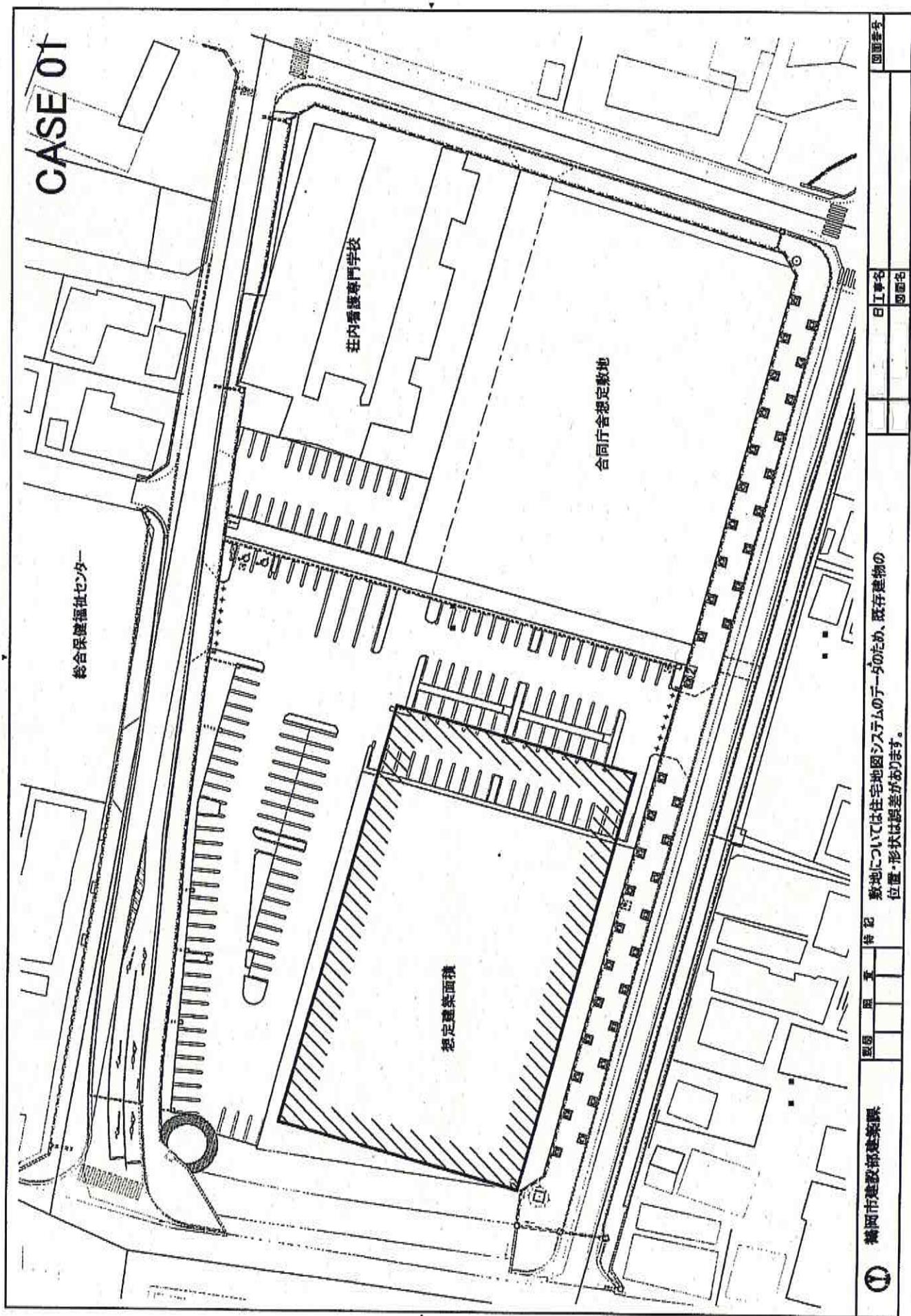
こうした候補地の状況を踏まえ、市民の文化活動、交流活動拠点として整備する新文化会館の建設場所については、①長期的な視点でのまちづくりの観点から、中心市街地における文教施設の集積地としての立地や賑わいの創出 ②利用者の利便性の観点から、近隣周辺に整備された公共駐車場がある優位性 ③現施設を解体する費用について、合併特例債の活用が可能であるという利点を考慮し、旧莊内病院跡地ではなく、約2年半の休館が必要とはなるが、現文化会館・青年センター敷地（市役所第二駐車場を含む）を適地として選定するものである。

なお、基本計画策定において、現文化会館・青年センター敷地と市役所第二駐車場を一体的に考えた敷地の中で、道路及び周辺施設との関係や都市景観にも十分配慮し、適切な土地利用計画の検討が必要と考える。

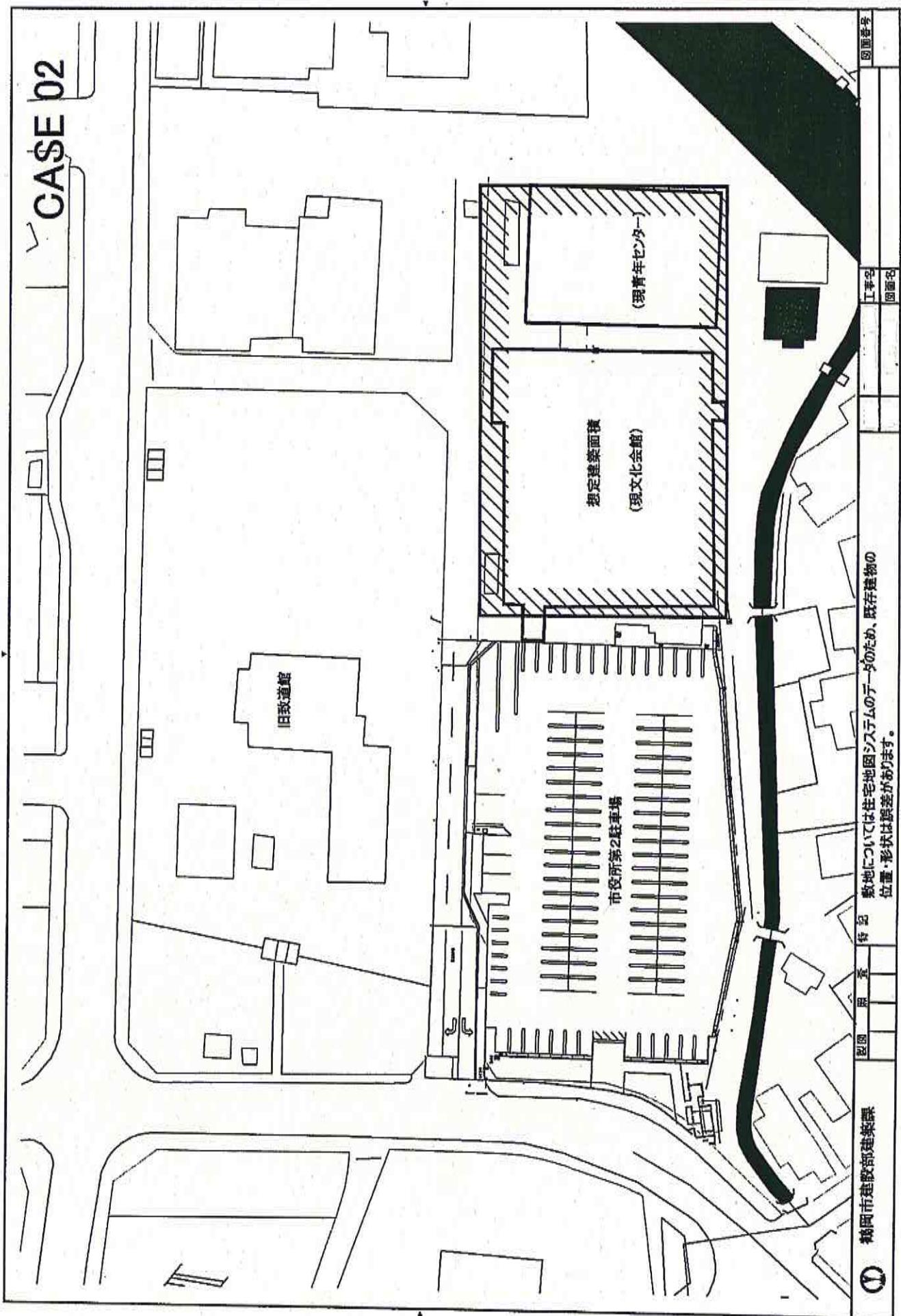
新文化会館の建設場所の検討

[建設候補地の比較]

候補地	① 旧莊内病院跡地	② 現文化会館・青年センター敷地 (市役所第二駐車場を含む)																																										
敷地面積	約7,500m ² (緑地) (緑地3,500m ² +公園東駐車場4,000m ²)	約8,000m ² (敷地) (跡地4,300m ² +第二駐車場3,700m ²)																																										
法規制	<ul style="list-style-type: none"> ○用途地域:商業地域 ○防火地域:準防火地域 ○容積率:400% 建蔽率:80% ○第1種高度地区(建物高さ15m以下) ○大規模建物等の景観に関する条例 	<ul style="list-style-type: none"> ○用途地域:近隣商業地域 ○防火地域:準防火地域 ○容積率:300% 建蔽率:80% ○第1種高度地区(建物高さ15m以下) ○大規模建物等の景観に関する条例 																																										
駐車場 (※時間は、 70m/分で 計算)	<ul style="list-style-type: none"> ○徒歩5分圏内の駐車場 <table border="0"> <tr> <td>1.公園東駐車場 (一部減)</td> <td>(0分)</td> <td>100台</td> </tr> <tr> <td>2.シビック(合庁予定地) (※1)</td> <td>(1分)</td> <td>160台</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td></td> <td>260台</td> </tr> </table> <p>(※1)合庁建設後は100台減となる</p> <ul style="list-style-type: none"> ○徒歩5分以上の駐車場 <table border="0"> <tr> <td>3.市役所第一駐車場</td> <td>(6分)</td> <td>186台</td> </tr> <tr> <td>4.市役所第二駐車場</td> <td>(8分)</td> <td>119台</td> </tr> <tr> <td>5.文化会館・青年センター跡</td> <td>(8分)</td> <td>120台</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td></td> <td>425台</td> </tr> </table> <p>合計 685台</p>	1.公園東駐車場 (一部減)	(0分)	100台	2.シビック(合庁予定地) (※1)	(1分)	160台	小計		260台	3.市役所第一駐車場	(6分)	186台	4.市役所第二駐車場	(8分)	119台	5.文化会館・青年センター跡	(8分)	120台	小計		425台	<ul style="list-style-type: none"> ○徒歩5分圏内の駐車場 <table border="0"> <tr> <td>1.市役所第二駐車場(一部減)</td> <td>(1分)</td> <td>100台</td> </tr> <tr> <td>2.市役所第一駐車場</td> <td>(4分)</td> <td>186台</td> </tr> <tr> <td>3.公園中央・公園南駐車場</td> <td>(5分)</td> <td>100台</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td></td> <td>386台</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ○徒歩5分以上の駐車場 <table border="0"> <tr> <td>4.公園東駐車場</td> <td>(8分)</td> <td>136台</td> </tr> <tr> <td>5.シビック(合庁予定地) (※1)</td> <td>(8分)</td> <td>160台</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td></td> <td>296台</td> </tr> </table> <p>(※1)合庁建設後は100台減となる</p> <p>合計 682台</p>	1.市役所第二駐車場(一部減)	(1分)	100台	2.市役所第一駐車場	(4分)	186台	3.公園中央・公園南駐車場	(5分)	100台	小計		386台	4.公園東駐車場	(8分)	136台	5.シビック(合庁予定地) (※1)	(8分)	160台	小計		296台
1.公園東駐車場 (一部減)	(0分)	100台																																										
2.シビック(合庁予定地) (※1)	(1分)	160台																																										
小計		260台																																										
3.市役所第一駐車場	(6分)	186台																																										
4.市役所第二駐車場	(8分)	119台																																										
5.文化会館・青年センター跡	(8分)	120台																																										
小計		425台																																										
1.市役所第二駐車場(一部減)	(1分)	100台																																										
2.市役所第一駐車場	(4分)	186台																																										
3.公園中央・公園南駐車場	(5分)	100台																																										
小計		386台																																										
4.公園東駐車場	(8分)	136台																																										
5.シビック(合庁予定地) (※1)	(8分)	160台																																										
小計		296台																																										
解体費の財源	現文化会館等の解体費用及び駐車場整備費用は合併特例債の対象外	現文化会館等の解体費用も合併特例債の対象																																										
休館期間	なし	約2年半 (H28年度中の開館を想定し、解体・建設・外構工事・開館準備期間)																																										
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・合同庁舎建設予定地と隣接 ・芸文団体等からの建設要望場所 	<ul style="list-style-type: none"> ・文教施設の集積、歴史文化ゾーン ・旧致道館史跡指定区域外の跡地利用 																																										



CASE 02



鶴岡市文化会館整備検討委員会の運営について（案）

鶴岡市文化会館整備検討委員会（以下「委員会」という。）の円滑な運営を図るため、次の事項について定める。

1 会議の招集等

会議を開催しようとするときは、委員に対し、会議の日の1週間前までに通知し、会議資料を送付する。

2 会議の概要

会議終了後、事務局において、次の事項により会議の概要を作成、委員に送付し、かつ鶴岡市のホームページにおいて公表するものとする。

- (1) 開催日時及び場所
- (2) 出席者の氏名
- (3) 案件及び協議の概要
- (4) 当該会議資料の全部又は一部
- (5) その他必要な事項

3 その他

その他、委員会の運営において必要な事項が生じた場合は、委員会において協議する。

新文化会館整備の基本的な考え方（案）

1 基本的な考え方

本市には長い歴史の中で培われてきた文化的土壤があり、広範で創造性に富んだ芸術文化活動が市民各層にわたって行われている。また、郷土を愛する誇り高い地域文化に根ざした様々な学習活動・交流活動も活発である。

新文化会館は、こうした芸術文化活動を支える現代的機能を備えた中核施設としての役割を担うと共に、市民が新たな地域文化を創造し、地域の内外に発信するまちづくりの拠点としての機能も兼ね備えた文化施設として位置づけ整備する。

- 市民の芸術・文化性を高めるため、内外の優れた舞台芸術の鑑賞機会を提供すると共に、市民の活発な芸術文化活動を支援する地域の文化拠点として整備する。

- 市民の多様な交流や地域文化を支える活動を促進し、周辺の文教施設と連携した文化都心の中心市街地に賑わいをもたらす交流拠点として整備する。

2 整備の基本方針

- (1) 音楽・舞台芸術をはじめ多様な市民の文化活動に対応する施設
- (2) 児童生徒をはじめとする、全ての世代の芸術文化活動の成果発表を支える施設
- (3) 利用者にとって快適な設備・空間を備える施設
- (4) ユニバーサルデザインに配慮した、誰もが利用しやすい施設
- (5) 環境に配慮した、地域資源を活用する施設
- (6) 維持管理に係る経費を抑えた施設
- (7) 周辺の文教施設との機能的な連携や都市景観に配慮する施設
- (8) 市民参加・協力型の運営を目指す施設

整備検討委員会の今後の進め方について（案）

会議	開催月日	内 容
第1回	H23年6月1日	委嘱状交付 検討結果の報告 委員会の進め方 基本的な考え方
第2回	6月下旬	視察（酒田市希望ホール）
第3回	7月下旬	基本理念について 施設の機能・役割について
第4回	8月下旬	施設の概要について (施設規模、構成、内容) 管理運営について
第5回	10月上旬	基本計画（素案）について
第6回	11月中旬	基本計画（素案）について
第7回	H24年2月上旬	パブリックコメントについて 基本計画（案）について

鶴岡市文化会館整備基本計画策定スケジュール（案）

項目	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
【整備基本計画策定】 検討内容・項目												
○整備基本計画策定 ○作業スケジュール												
○計画策定支援業務委託 (専門コンサルの支援)												
【整備検討委員会】 (委員15名)												
【専門委員会】 (舞台、音響、音楽、演劇等 に詳しい経験者で構成)												
【利用者団体等懇談会】 (芸文団体、学校関係、 その他)												

